

ハラスメント防止のために

京都橘大学は、すべての学生・教職員および関係者が個人として尊重され、就学・就労できる快適な環境を提供し、維持することが何よりも重要であると考えています。

ハラスメントは、人間としての尊厳を侵害する行為であり、人権の侵害となるものです。このような行為は、大学における学生や教員の自由な学習・教育・研究を享受する権利を著しく侵害するものです。職員にとっては働く権利を侵害するものです。

「自立」「共生」「臨床の知」という本学の教学理念に反することは言うまでもありません。

京都橘大学は、このような人権を侵害する行為であるハラスメントを決して容認することはできません。

? ハラスメントとは、どのようなことですか？

ハラスメント(Harassment)とは、相手の意に反する言動を指します。本人が意図するかどうかに関わらず、相手を不快にし、差別し、脅威や屈辱感あるいは不利益を与えることです。大学におけるハラスメントには、性的な言動によるセクシュアル・ハラスメント(セクハラ)、学習・教育・研究に関する言動によるアカデミック・ハラスメント(アカハラ)、優越的な地位や職務上の地位に基づく言動によるパワー・ハラスメント(パワハラ)などがあります。

? どのような言動がハラスメントになるのですか？

個人によって、あるいは男女の性別や立場などによって、相手の言動の受け止め方には違いがあります。「これくらいならいいだろう」「相手も分かるはずだ」という、身勝手な臆測や思い込みには注意が必要です。「ちょっとした冗談だよ」「親しみを込めた表現だよ」というつもりであっても、その言動が意図的であったかどうかに関わらず、受け手が不快に感じたり、そのことによって良好な環境のもとで学習・教育・研究・就労を行う権利が侵害されたのであれば、それはハラスメントであるということなのです。

人権侵害の定義

人権侵害とは、日本国憲法14条に「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と規定されているように、法の下での平等の侵害、思想・信条・良心の自由および言論の自由に関する差別的取扱い、プライバシーの侵害、相手の意に反する性的言動や身体的接触、その他基本的人権を侵害するような取扱いにより相手の尊厳を傷つける行為をいいます。

ハラスメント相談窓口

学内の相談窓口

ハラスメントや人権侵害について、相談窓口の相談員に相談したことをもって不利益な扱いを受けることはありません。もし、相手方から何らかの報復行為があった場合には、本学として断固とした措置をとります。

教職員の相談員(半数以上は女性です)

ハラスメント防止に関するホームページで相談員を紹介しています。
京都橘大学HP→在学生の方へ→ハラスメント防止に関する取り組み(相談員リストをクリックしてください)



https://www.tachibana-u.ac.jp/about/efforts/human_right.html

学外の相談窓口

京都地方法務局 人権擁護課

電話：075-231-0131(代)
日時：8:30～17:15(月～金)
京都市上京区荒神口通河原町東入上生洲町197

体調不良を感じたら

学生相談室

(響友館3階)

電話：075-574-4239
Eメールアドレス：cou@tachibana-u.ac.jp

医務室

(響友館1階)

電話：075-574-4119
Eメールアドレス：med@tachibana-u.ac.jp

京都橘大学 ハラスメント対策委員会

(事務局：京都橘大学 ハラスメント対策室)

607-8175 京都市山科区大宅山田町34
TEL 075-574-4236 FAX 075-574-4122



STOP! ハラスメント

ハラスメント防止のために



変化を楽しむ人であれ

京都橘大学

ハラスメント
って
なあに？

これらの言動がハラスメントです

セクシュアル ハラスメント

- コンパなどでみだりに身体に触れる
- 食事やデートにしつこく誘う
- わいせつな冗談を言う
- 性的な対象としてじっと見つめる
- 女性だからという理由でお茶だしを頼む
- 男性だからという理由でリーダー役を強要する
- 容姿や容貌を話題にして相手を不快にする

パワー ハラスメント

- 身体的な危害を加える
- 職務上必要な情報を意図的に伝えない
- 過重な仕事を強要する
- ミスの注意だけでなく、人格まで否定する
- 人前で部下を激しく非難する
- 業務終了後、強引に飲み会に誘う

アカデミック ハラスメント

- 研究や実験の遂行を妨害する
- 特定他者の研究成果やアイデアを無断で使用する
- 本人の意思を無視して研究テーマを押しつける
- 正当な理由もなく、指導を行わない
- 単位認定や学位授与に対し不公平な態度をとる
- 他の学生の前で特定の学生を激しく叱責する

もし
被害にあって
しまったら…

ハラスメントと感じたら迷わずに相談を

本学園では、「ハラスメント防止・対応に関するガイドライン」を定め、ハラスメント相談のための窓口を設けています。

ハラスメントは多くの場合、「NO」と言えない状況で起こります。不快な気持ちを相手に言えなかったとしても、決してあなたが悪いわけではないのです。

ひとりで悩まず、まずは相談窓口の相談員に話してみてください。

プライバシーは守ります

相談者のお名前はもちろんのこと、相談内容が相談員以外に漏れることはありません。プライバシーは必ず守られます。相談員は守秘義務を遵守します。あな

相談員は、あなたの立場に立って相談に応じます。名前を伏せたままであっても相談できます。信頼できる友人に付き添ってもらうこともできます。

相談は、面談・電話・手紙・Eメールなど、どのような方法でも可能です。

あなたの心のなかの思いをすべて相談員に聞かせてください。これからどのようにするのが良いのか、一緒に考えていきましょう。

たの了解がない限り、お名前や所属する学部・学科、部署はもとより、相談内容も含め他者に話すことは絶対にありません。

ハラスメント

Q & A

Q ハラスメントにあった時は、どうすればいいのでしょうか？

A まず、「イヤ」という気持ちを相手に伝えてください。ひとりで悩まず、相談員に相談してください。相談の前に、何時(いつ)、何処(どこ)で、誰が、どのようなことをしたのか、あなたや周囲の人はどう対応したのかなど、簡単なメモを作成しておきましょう。メールやネットの書き込みなども、事実を示す重要なものとなります。

Q 相談したら相手や大学側に知られてしまわないかと不安です。

A あなたの了解なしに他者に伝えることは絶対にありません。相談員が勝手に動くこともありません。プライバシーは必ず守られます。また、相談したことによって不利益を受けることは決してありません。

Q 相談員に連絡をとりたいのですが、どうすればいいのでしょうか？

A メールや手紙、電話でも相談できます。このリーフレットの裏面を参照してください。

Q 相談したら相談員の意見が押しつけられるのではないかと心配です。

A 相談員はあなたの気持ちを第一に考え、あなたがどうして欲しいのか、どうすれば良いのかなど状況に適した対応策と一緒に考えていきます。

Q 友人からハラスメントの相談を受けました。どのように接したら良いのでしょうか？

A 親身になって話を聞き、相談員に相談するようすすめてください。「あなたの方にも問題があったのでは？」などと、友人を責めないでください。あなたが友人と一緒に相談員に相談することも可能です。こんな時こそ支えてあげましょう。

Q ハラスメントの事実関係の確認に協力すると、協力した者に不利益が生じないか心配です。

A 事実関係の確認が非常に重要となる場合があります。当事者だけでなく、周辺の方にもお話を伺う場合がありますので、ご協力をお願いします。協力したことによって不利益を受けることは絶対にありません。